

公開質問状

国土交通省中国地方整備局長 様

私たちは、福山の駅前整備工事の見直しを求めている福山市の住民です。福山駅前広場整備が直接生活や商売に関わる周辺町内会と商店会。そして、行政の不正をただし、明るい市民のためのまちづくりをめざすために10月9日、福山市長を被告として住民訴訟を広島地裁に提訴した「明るい、市民のための福山市政をめざす会」と福山駅前に福山城外堀遺構を生かした水辺公園を要望する11万人以上の署名を集めた「福山駅前水辺公園プロジェクト」という市民団体です。

さて、ご承知の通り、福山駅前整備工事が国のまちづくり交付金を使って行われています。周辺を住まいとしている者あるいは商売を営む者にとりましては、福山駅前広場がどのように整備されるかは住環境や経済に関わり大変重要なことをご存知の通りです。しかし、福山市は、駅前で福山城の外堀遺構が発掘され、それを活かした駅前水辺公園を造ってほしいという11万人の署名も省みず、代わりに地下送迎場を造るという整備工事を進めています。当初は、地上案でしたので、1~4億円くらいですんだものが、地元経済界の強い要望で不合理で無駄な地下送迎場を造ることになり現在は、約14億円と膨らんでいます。現在行っている福山駅前整備事業は、明らかに住民を無視した事業であり、税金の無駄遣い事業です。しかも、私たちが調査する過程で様々な法的問題点が明らかになってきました。都市計画法や文化財保護法や地方自治法（市の財産管理規則）などに違反しているのではないかとということです。ご承知のように、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、「補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」となっています。しかも、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする」となっています。現在行われている福山駅前整備事業は、交付金のあり方を問う重大な問題であり、福山市だけでなく、国の責任に言及することもありますので、以下の点について、公開質問をいたします。

記

- 一、事業地内の福山市所有の行政財産である土地をJR西日本に使用させているが、福山市財産管理規則の行政財産の使用許可の的行わす、行政財産の使用許可の基準に違反した使用を行っていると思われるが、貴殿はこの事実をご存知か。
- 二、H17年都市計画決定されているが、福山市とJR西日本との駅前広場の管理区分や使用についての協議は、どのように審査されたのか。
- 三、H17年に都市計画決定し認可されているのに、H19年に覚書でJR西日本と福山市が都市計画決定している駅前広場の土地を福山駅北口の福山市所有の土地と無償貸与相互交換していること

についてどう考えるのか。

四、都市計画法 61 条 2 項では、「都市計画事業の認可には行政機関の免許、許可、認可などの処分が必要な場合、これら処分があり又はされることが確実であること」となっています。南口広場地下の利用の代替措置として、市と JR 西日本の二者で合意された JR 西日本の無償利用の駅北口上空の駐車場建設は、都市計画事業であることから、法 61 条の認可と更に行政機関の免許、許可、認可等も必要である。合意された駅北口の上空利用を前提とした覚書はこれらに違反しているのではないかと思うが、貴殿はどう考えるのか。

五、都市計画事業地内の土地について、どのように審査しているのか。

六、再三の福山市保護審の意見書を無視して実施設計を強行したり、法に定められた届けの遅れがあったり、事前協議がないまま事業を進めたり、保存しなければいけない石垣などの法による届け無しの取り壊しなど、文化財保護法に違反していると思うが、貴殿は、この事実をご存知か。

七、文化財保護法違反について、貴殿は、どう指導するのか。

八、平面案から、地下案への変更の際に、変更理由の中に事実を偽る報告があったのではないかと思うが、貴殿は、計画変更の際に、どのように検討されたのか。また、地上案を地下案に変更する際の審査内容はどのようなものであったのか。

九、地下送迎場を造る福山駅前整備事業の認可を取り消し、住民が望む平面で駅前整備を行う変更案を作り、整備工事の完成を急ぐことを指導すべきだと思うが、どう考えるか。

以上の質問に対して、2009年10月30日までに、書面にて、各質問者に回答されるよう要望致します。

なお、今回の問題は、先にも述べた通り、11万人もの署名が集まり、福山駅前広場事業を外堀遺構を保存活用した駅前水辺公園に変更を求めるものであり、法令違反を迫り、事業を中止させ、駅前が荒廃することを望むものではありません。

現政権は、予算の無駄を洗い直し、無駄な公共事業を中止するとして事業の執行停止や見直しを進めています。今回の福山駅前整備事業で、地下送迎場を作るという計画は明らかに無駄な公共事業であり、現政権のマニフェストに沿った政策に変更すべきです。もし、貴殿が今回の問題を軽視し、このまま税金の無駄遣いを続けるなら、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、福山市と貴殿の法違反について追及し、現政権の責任を追及していく所存であることを申し添えておきます。

(参考資料)

弁護士意見書

監査請求書（平成 20 年 6 月提出分・平成 21 年 7 月提出分）

福山市と JR 西日本の覚書・協定書

文化財審議委員会の意見

文化財保護法届出の遅れについての理由書他

地元町内会の質問書

一、地元町内会及び各団体の要望書